



HOP通信 no. 89

発行日 2017年11月15日

発行 税理士法人 HOP
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町2-13-9 FORECAST 人形町7F
TEL:03-5614-8700 FAX:03-5614-8701
http://www.zeirishihoujin-hop.com



今月のトピックス

所得税課否判定のポイント！



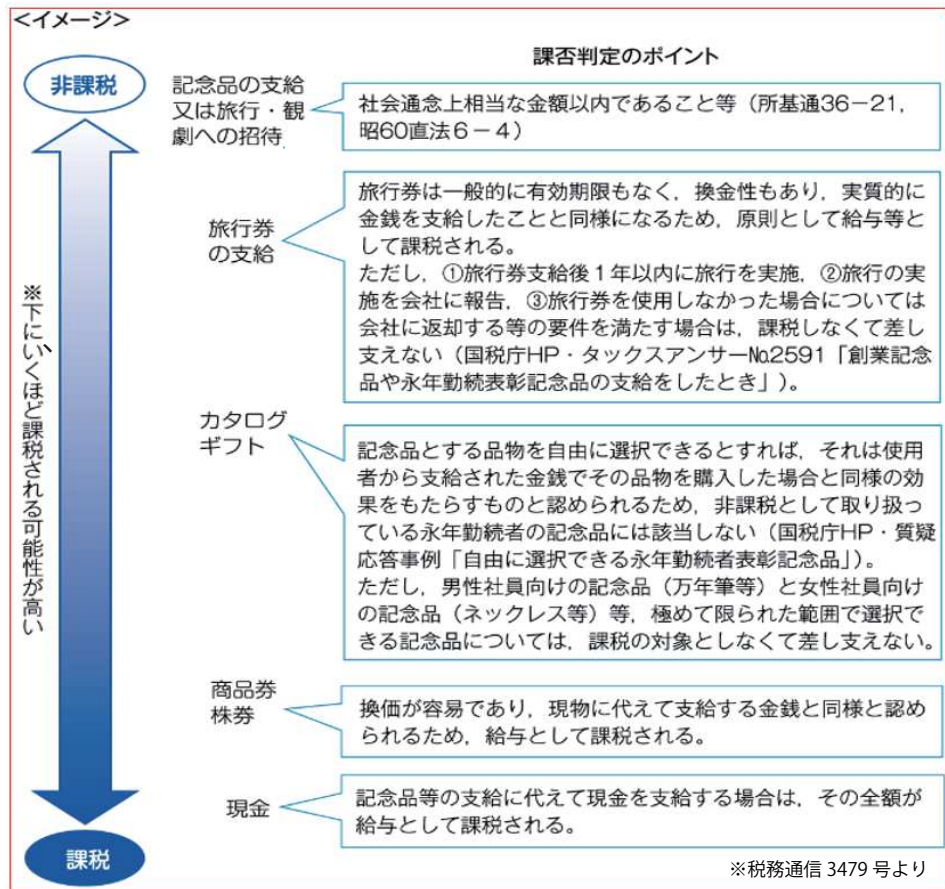
おかげさまで税理士法人 HOP は今期 15 周年を迎えています。当法人のクライアント様の中にも社歴の長い法人が増えてきました。社歴が長くなるとそこで働く従業員の勤続年数も増えてきます。長年貢献してくれた従業員に感謝の気持ちを表したいと考えられる経営者の方もいます。

先日もある程度勤続年数の経過した従業員に感謝の品物を送りたいとの相談がありました。実務においては、昔からこの手の課否判定というものが問題になってきました。会社が永年勤続した役員又は従業員を表彰するにあたり、その記念として記念品を支給したり、旅行・観劇等へ招待することは広く一般的に行われています。

この記念品等の支給などによる経済的利益については、長期間勤務したことにより会社から受けるものという給与の後払い的な性格を有するものですが、別の側面から見れば多分に一種の儀礼的な給付であり、このようなものについてまでも課税することは、社会通念上妥当ではないという配慮から、課税し弊害のない範囲内で課税しないことになっています。

税務上、次のいずれの要件も満たす場合には、課税されません（所基通 36-21）。

- (1) 当該利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。
- (2) 当該表彰が、おおむね 10 年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2 回以上表彰を受ける者については、おおむね 5 年以上の間隔を有して行われるものであること。



なお、この取扱いは、社会一般に行われている儀礼的な給付を対象とするものですので、記念品に代えて金銭を支給するような場合や一定の金額の範囲内で自由に品物を選択でき金銭を給付するのと同様とみられるような場合には、給与として課税されます。

勤続表彰は、従業員のモチベーションをあげる効果がありますが、継続的に行う必要があるため、どの程度の記念品を渡すかは、HOP 担当者にご相談いただければと思います。

税理士網野の 保険のお話

そろそろ年末調整に向けて準備をしていただく時期になりました。ここで改めて「年末調整」について説明したいと思います。年末調整とは、毎月の給与・賞与から徴収される見込み税額たる源泉所得税の1年間の合計額と、実際の年収に対する所得税額のズレを調整する作業です。年末調整は雇用主である会社が行います。

年末調整を受けた人は、基本的に自身で確定申告を行う必要はありません。

では何故見込みで徴収された所得税額と実際に確定した所得税額に差が生じるのでしょうか。その理由の1つが「生命保険料控除」です。生命保険料控除は自分で保障を持つてるという自助努力に対する「ご褒美」的な意味合いがありますが、見込みの税額の徴収時には反映されていないためです。

皆様にご加入の生命保険・損害保険につき年末調整で使用する「保険料控除証明書」がお手元に届き始めているかと思えます。

【年末調整】



毎年お手元に届く書類なのですが毎年必ずと言っていいほど「捨てた」「無くした」「見つからない」とおっしゃる方がいらっしゃいます。

証明書は封書であつたりハガキであつたり届き方は様々です。この証明書は税額を少なくするための大事な証明です。

最近はインターネットなどでも再発行手続きができる保険会社もありますので無くされた場合は速やかに再発行のお手続きを！

そして届いた証明書は必ずすべてをお勤め先にご提出ください！今の時期はご自身が加入している保険の事を確認する絶好のタイミングですので、是非ご加入の保険の内容を確認してみてください。

その際入っているどのような内容なのか、これで保障が足りているのか等ご不明な点がございましたらお気軽に HOP グループにご相談ください。

また、現在保険は未加入という方のご相談もお受けいたしております。

第6回 HOP コンペが開催されました

平成 29 年 10 月 5 日、千葉バーディクラブにて第 6 回 HOP コンペが開催されました。

昨年同様、前日まで雨の心配がりましたが、気温 22 度で絶好のゴルフ日和の中総勢 34 名の方にご参加いただきました。

コースの難易度も高く、HOP のメンバーが下位を独占してしまいましたが、ご参加いただいた皆様につきましては思う存分日頃の成果を出していただいたのではないのでしょうか！



そんな中、優勝されたのは、西東京市にある「はるクリニック」院長の岩崎晴美先生でした。総合順位で 1 位、女性の中でも 1 位。

さらにはベスグロまで獲得され三冠を達成されました。今回も多くの方々にご参加いただき、また景品をご提供いただき大変ありがとうございました。

来年もご参加のほどよろしくお願致します。

また応募者多数のため今回ご参加いただけなかった方につきましては次回はぜひともご参加いただきますようよろしくお願いいたします。



優勝の「はるクリニック」院長の岩崎晴美先生

Staff Column 鈴木 淳史

今月をもって HOP を卒業します。入社してからの約 5 年半、あっという間に過ぎました。

HOP では仕事だけでなく、プライベートも過ごせるような人間関係を築けた事は本当に良かったです。時には楽しい事だけでなく大変だった事なども多々ありましたが、今思えば全てが良い経験です。

自分の将来を見据えこのタイミングになりました。転職を応援してくれる代表の小川や仲間達には本当に感謝しております。

来月から新しい職場となります。HOP を通して学んだ事を活かし、新しい事にどんどんチャレンジしていきたいと思えます。

HOP の方々及び担当させて頂きましたお客様につきましては今まで本当にお世話になりました。

残り短い期間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。



小川実魂のコラム

2018 年 1 月 17 日（水）14 時より「2018HOP 経営計画発表会」をロイヤルパークホテルにて開催します。

2017 年は、『チーム力』人と顧問先が成長する HOP がテーマでした。お陰様で、お客様・金融機関・取引企業・相続診断士などのご紹介で、売上はとても順調に推移し、営業コストをかけなくても、売り上げが伸びる HOP ブランドが出来上がりました。

2018 年は、個人の力とさらに組織力を高め、顧問先様へのさらなる貢献をしたいと考えております。

つきましては、「2018HOP 経営計画発表会」に参加してみたいという方がいらっしゃいましたら、お気軽に担当者にお声がけください。

席に限りがありますので、先着順とさせていただきます。

全ての方をご案内出来ない事もございますので、あらかじめご了承ください。

